

内閣委員会議録 第十一号

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)
午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君
理事 青木 正君 理事 大内 一郎君
理事 船田 亨二君

江花 靜君 木村 公平君
鈴木 明良君 田中 萬逸君
平澤 長吉君 平川 篤雄君
鈴木 義男君 松岡 駒吉君
今野 武雄君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君
労働大臣 吉武 惠市君
國務大臣 大橋 武夫君

出席府委員

内閣府副長官 菅野 義丸君
特別調達庁長官 根道 廣吉君
法務事務官(編正保護局長) 古橋浦四郎君

文部事務官(大臣官房総務課長) 相良 惟一君
文部事務官(社会教育局長) 寺中 作雄君
海上保安庁長官 柳澤 米吉君

委員外の出席者
専門員 龜井川 浩君
専門員 小関 紹夫君

三月二十八日

軍人恩給復活に関する請願(森幸太郎君紹介)(第一七三六号)

同(青柳一郎君紹介)(第一七三七号)

同(佐久間徹君紹介)(第一八〇二号)

恩給の不均衡調整に関する請願(田)

中角榮君紹介)(第一七三八号)

同(柳原三郎君紹介)(第一七三九号)

同(關谷勝利君紹介)(第一七四〇号)

同(大野伴睦君紹介)(第一七四一号)

同(村上勇君紹介)(第一七四二号)

同(外一件(高木松吉君紹介)(第一七四三号)

同(外二件(片岡伊三郎君紹介)(第一七四四号)

同(外二件(中曾根康弘君紹介)(第一七六一号)

同(池見茂隆君紹介)(第一七六二号)

同(塩田賀四郎君紹介)(第一七六三号)

同(山崎岩男君紹介)(第一七六四号)

同(奈良治二君紹介)(第一七六五号)

同(尾関義一君外一名紹介)(第一七六六号)

同(佐藤親弘君外二名紹介)(第一七六七号)

同(稻田直道君紹介)(第一八〇四号)

同(早稲田柳右二門君紹介)(第一八〇五号)

同(生田和平君紹介)(第一八〇六号)

同(小川原政信君紹介)(第一八〇七号)

同(星島二郎君紹介)(第一八〇八号)

同(五島秀次君紹介)(第一八〇九号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(平野三郎君紹介)(第一八〇三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した事件

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案(内閣提出第一〇九号)

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

警察予備隊令の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一二四号)

〇八木委員長 これより開会いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたしますが、本案については自由党青木正君より修正案が提出されておりますから、この際修正案について提出者の趣旨弁明を求めます。

青木正君。

〇青木(正)委員 文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正の動議を提出いたします。修正案の内容はただいまお手元に配付いたしました通りであります。教育公務員特例法の適用を受けております文部省所管機関の職員につきましましては、前回の行政整理にあたりましてはすべて行政整理の対象から除外されております。そして同法の規定を準用する同省所管の国立科学博物館の研究員が除外されておりますのであります。同様な関係にありまます文化財保護委員会付属機関の国立博物館、美術研究所の研究員についても、同じように取扱うべきものと存するのであります。

次に修正案を朗読いたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第六項中「三六二、五六一人」に、「四」の下に「四四六八人」を「四五一一人」を加え、「六三、〇〇七人」を「六三、〇二二人」に「八四一、六六八人」を「八四一、六七三人」に改める。

簡単であります。右修正の動議を提出いたします。

〇八木委員長 これにて修正案の説明は終了いたしました。

これより文部省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して議題といたします。質疑はございませんか。――質疑は別段ないようであります。本案及び修正案に対する質疑はございませんから、ただちに自由党青木正君提出の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

〇八木委員長 起立総員。よつて青木正君提出の修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原

案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

〇八木委員長 起立多数。よつて修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。これにて本案は修正議決いたしました。

〇八木委員長 次に、法務府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

今野委員より一点質疑いたしたいとの御要望がございまして、特にこれを許します。今野武雄君。

〇今野委員 この設置法の一部を改正する法律案で、少年院、拘留所などが設けられることになっておりますが、たとえば小田原の少年院などについては、小田原市のちやうどまん中にこれが設置されることになって、過般来この工事が進められております。これは敷地や建物をもつて法務府の所有らしいのですが、それに警備を加えてやあらゆる党派の人々、市民全体が反対して、こいうまん中に少年院をつくられたのではかなわぬということで大反対をやつておられるのですが、法務府としては、既定方針だから、さういふ陳情は受け入れられない、こいうふうなことを訴えられておるのであります。が、法律もきまらないのに、さういふような予算を使用する工事を一体どういう根拠でやつておられるのか、違法であると思うのでありますが、その点お伺

いしたいと思ひます。

○古橋政府委員 小田原少年刑務所のかつての施設を、少年院として再び使う目的のもとに、昭和二十六年度の予算の若干をもつて建築に從事してゐることは、ただいま御指摘のご意見は通りでございます。この敷地並びに建物、従来小田原の少年刑務所として使われておりました、その後また拘留監がそこに存在しておつたものでございます。従ひましてそこに法務府の施設として補修等をいたしますことは、会計法上も許されておることと思ひましたしてやつておるのでございます。もしこの小田原におきまする少年院の設置が許されましたならば、これをそのまま少年院の方に転換したいという考えを持つてやつておるのでございます。

○今野委員 そうすると、少年院をつくるに際して、やはりその目的でもつて管轄する、それは前年度にそういうためにすでに予算がつつてあつたのですか。

○古橋政府委員 その通りでございます。予算がつつてございました。

○今野委員 少年院のためにですか。

○古橋政府委員 さうであります。少年院のためにもございまして、拘留所のためにも予算をとつてござい

○今野委員 それはおかしいのです。少年院をつくるというところは、ここでこの法律で初めて出て来ているわけですから。それに対して、そういう下心をもつてすでに予算をとつて、そして市民としては、ああいうところへつくられては困る。箱根の近辺に行けば、もつ

ともつという／＼な土地があるわけですから。そういうところにもつくつてもらつたらいいわけなんです、とてもこういうところでは困るという様な地元の見解が相当あるわけなんです。そういうものを無視してまで、しかもまだ法律もきまつてないものをどん／＼強行するということになりまして、これははなはだ官僚独善ということになりますので、市民の意思などというものは少しもくまれないということになるわけなんです。そういうことに対して何にも責任を感じておられないような今の御答弁なので、はなはだ不可解に存じておるわけでありまして、これはおそらく小田原だけではないと思うのでありますけれども、そういうことが横行されま

す、これはほんとうに独善的なやり方ということになるわけですから、その点けじめをつけていただきたい。その意味で答弁を願ひたい。

○古橋政府委員 小田原の施設につきましては、従来法務府で少年刑務所として使つておつたものでございまして、それが市の中心にありまして、市当局ではなるべく郊外に出てもらいたいという希望のあることは、最近私も聞いておるのでございますが、ただただいまの財政状態のもとに少年院をつくるというところは、なか／＼容易ならぬ費用がかかりますので、さしあたりといたしまして、古い施設を一時間に合せるつもりでやつておるのでございまして、将来財政が許しますようになりましたならば、その点についても十分考慮しなければならぬと考えておるのでございます。なお一般の少年院や刑務所の建築につきましても、御注意

の点につきましても十分考慮いたしまして、各地方の住民の感情等も尊重いたしてやりたいと思つておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○八木委員 これをもちつて質疑は終局いたしました。

本案について討論、採決を行います。討論は省略したちに採決を行います。本条に採決いたします。

○八木委員 御異議なければ、ただちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○八木委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○八木委員 次に、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案について討論、採決を行います。——特に一問、今野君の質疑を許せとお申出がおります。これを許します。

○今野委員 この公職追放令の廃止ということは、非常にけつこうなことのようによ受取られておりますが、実はこれは私どもとしては根本的に問題があるわけで、それは討論のときに申し上げます。

それから實際的なことを一つお伺ひしたいのです。それは、私どもの党の衆議院の議員並びに参議院の議員が、公職追放令で追放になつておる者が多数にあるわけなんです。このことについては、私どもとしては非常に解せないことが多くて、當時も質問したのであり

ますが、はつきりしない。この廃止の際に一つ質問しておきたいのですが、たとえば昨年の九月に、公職追放議員ばかりではありませんけれども、特に議員の砂間君、細川君、上村君等が追放になつておるであります。ところが、この追放の理由については明瞭でない。當時一つの情報によつて追放したということになつておるのでありますが、その情報は正確なものであつたために、逮捕したけれども、裁判はできなかった。ところが、追放令の方

だけはそのまゝ有効であるという見解のもとに、政府は議員の身分の復活を許さぬという見地に立つておる。そのときに質問いたしましたら、それは行政上の処分であるから、公判をするのに必要な証拠はなくても、行政上の処分はできるのだという、実に乱暴な話を聞いた。証拠というものは、事実でありまして、事実には二つはないはずだ。そういうことについてそのまゝやつておるということ、いかにも不当だと思ふのです。

それでお伺ひしたいのは、今回これが解除になるに際して、世上では、どうも共産党関係だけは適用しないように細工をするのだということを盛んに放送してゐる。はたしてそういうような不当な追放に対して、今度撤廃した後も解除しないという様な態度をとつておるのかどうか、確実に追放解除するかどうか、その点を伺ひたい。

○菅野政府委員 お尋ねの件につきましては、どういふわけで追放になつたかという点については、先般衆議院において答弁いたしました通りでございます。それにつけ加えることは

ございせんが、ただいまの御質問の、これを廃止したあとにも、解除になるという点については、あるいは廃止する前において、今訴訟審査会でもつて解除をやつておりますが、それに特に共産党のものは解除をしないという様な方針はないかという点についてはお尋ねだと思ひますが、その点につきましては、公職資格訴訟審査委員会というものは、法律に基いて今盛んに審査をやつておるのでございまして、これは申請を必ずして来なければなりません。十分な時間をかけて慎重に審査をやつております。これを解除をしないというときには、必ず本人の出頭を求めて、そしてその意見を聞かなければならぬというふうな法律上はなつておりました。特に共産党であるから解除をしないという様な方針は、訴訟審査会としては絶対に持つておりません。政府としてもございせん。解除の理由があれば、どし／＼なるべく多く解除して行きたい、こういう方針を進めております。それから平和條約の最初の効力発生の日以後はどうなるかといふと、全部の者がいかに残つておりましたとも、まつたく追放というものはなくなつてしまふのですから、従つてその追放解除ということもなくなるわけなんです。何人残つてお

りましようとも、全部その日からもう追放という効果はなくなつてしまふわけでありまして、もつとも罰則の適用については違ひますが、公職追放ということとは全然なくなつてしまふので、従つて解除ということもござい

せんで、御了承願いたいと思ひます。

○今野委員 そうすると、率直にお答え願ひたいのですが、罰則の適用については別だというお話が今ありました。たとえば、地球さんとか、そういうものは何やら違反になつてゐる。しかし、そういう元の政令や何か廃止されているのに、そういうものに対して、やはり念を入れてあくまでもその罰則を適用して追及する、そういうことをする、という意味ですか。

○警野政府委員 お尋ねの徳田前議員の問題につきましては、私の記憶において間違ひなければ、この政令でなく、ほかの政令の罰則に属してゐるんじゃないかと思ひます。しかしその点私はつきりしません。この政令の罰則に属してゐるものにつきましても、それは「なお従前の例による。」となつておりますが、それは廃止以前の行為が、この政令の効力のあつたときに罰則に属してゐるのでございますから、これは当然効果というものは残さないと、非常な不合理なことになるので、これはすべてのボツダム政令について同様でございますが、特に追放解除だけの問題でないのでございます。と、どのボツダム政令につきましても、その有効期間中になされた行為に対する罰則の適用については、廃止後も従前の例によるという例によつておるのであります。

○八木委員長 これにて、討論を省略したに採決したいと思ひます。御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○八木委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

「賛成者起立」
○八木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○八木委員長 次に警察予備隊令の一部を改正する等の法律案を議題といたし、質疑を行います。質疑は通告順に許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 警察予備隊の増員の問題は重大でありますから、一通り質疑を盡しておきたいと思ひます。私はわざといやがらせに質問した、あるいは陷阱を設けて質問をするのじやないものであります。後日のために明らかにしておきたいことがわく、の義務と考えますから、その趣旨で質問をいたすのであります。どうか率直に、簡明にお答えをお願いしたいと思います。

木村法務総裁などからはすでに他の委員会で見解の発表があつたように承つておりますが、大橋國務大臣に承つておきたい。警察と軍隊とをどういふ点で御区別になるかということがまず第一点であります。

○大橋國務大臣 警察と軍隊との区別ということでございますが、軍隊というものは、元來國の自衛または國際紛争の解決その他の必要に基きまして、國が戦争に訴へることがあるわけでありまして、これは國家の固有の權利であると存じますが、その戦争を目的としたしまして組織編成いたしました部隊がこれすなわち軍隊であると思ひます。これに反しまして警察は、國內の治安を確保するというのが第一義的な、直接的な目的となつておるわけ

でございます。従いまして、その目的とするところの異なるに従いまして編成、裝備等におきましてもおのづから差異があるのが実情であらうと存じます。

○鈴木(義)委員 それならば、裝備についてはどの程度まで警察というものは持ち得るという御見解でございましょうか。

○大橋國務大臣 裝備はおのづからその任務から考えまして必要な限度において持つということになると存じます。

○鈴木(義)委員 非常に抽象的ではつきりいたしませんか、たとえば大砲とか飛行機とか、そういうものもやはり警察としても持つ場合があり、必要があるとお考えでしょうか。

○大橋國務大臣 大砲にも大小いろいろありますし、飛行機にも、戦略爆撃に用いますようなものから、偵察機、戦闘機等、多種多様にわたつております。警察の任務、目的からいたしまして、必要な場合におきましては、必要な程度のものを備へるということは、十分にあり得ることと考えます。

○鈴木(義)委員 現在の警察予備隊は、どの程度の裝備を持つていましうか。

○大橋國務大臣 大体申し上げますと、現在警察予備隊といたしましては、小銃——この小銃はカービン銃及びライフル銃ということに相なつております。それから自動拳銃、短機関銃、ブローニング自動銃、ブローニング機関銃、ブローニング機関銃は各種の様式のものがあります。それからブローニング重機関銃——重銃身の機関銃であります。それからロケット弾

発射機、迫撃砲、こうしたものを備へております。

○鈴木(義)委員 将来もつと裝備を強化するといふようなことを承つておりますが、そういう御予定があるのでありますでしょうか。

○大橋國務大臣 將來の裝備につきましては、なお予備隊本部といたしましては、研究いたしておるところでございまして、ただいままで具体的に決定をいたした計画は持ち合せておりません。

○鈴木(義)委員 次に憲法第九條にいう戦力ですが、ただいまお述べになつた程度の警察予備隊は、憲法第九條にいう戦力という概念の中に入るのはないかとわれ／＼は考へるのであります。その点の政府の御見解を承りたい。

○大橋國務大臣 警察予備隊の目的、またその目的の範圍内において、現在裝備をいたしておるわけでございまして、この程度のものは憲法上の戦力に該當しないというのが、政府の見解でございます。

○鈴木(義)委員 そこで安全保障條約によると、アメリカの軍隊がしばらく日本の安全を保障する、そして日本もまた防衛力を持つ。そしてだん／＼その防衛力を漸増することによつて、アメリカの軍隊が駐留することを減らし、やがていふことが予想されておるやうであります。そのやうであるとすれば、今やつておる警察予備隊を、この安全保障條約の予想する防衛力、こう考へてよろしいですか。

○大橋國務大臣 國の防衛につきましまして、直接にこれを目的として組織されましますものは、私はこれは軍隊でなければならぬと考へております。しかしながら、軍隊以外のものが、不時の防衛に使用され得ることが絶対にないかといふと、そうではないのでございまして、直接防衛を目的としてつくられましたる軍隊以外におきましても、國家緊急の際におきまして、その目的のために使用され得る実力がありといたしましたならば、國が自衛のためにそれを用いるといふことは、當然あり得ることを予想しなければならぬことと思ひます。従いまして、かような意味におきまして、直接に防衛を目的とした軍隊ではありませんが、しかし防衛上必要があれば、警察予備隊の持つておるましますところの実力が防衛のために利用され得る場合も、十分にあり得ると考へます。従いまして、そういう意味におきましては、警察予備隊は防衛のために利用されることのあり得る力であるといふことは、言ひ得るかと存じます。私はこの安全保障條約におきましますところの日本が、漸次に防衛をみずからの責任において行ふやうな措置をとることを期待される。その防衛のためのみずからの措置といふことは、かような第一義的な使命にはあらずして、そうした場合に用いられて得るところの力である警察予備隊といふものの増強をも含むかどうか、はつきり確かめておりませんが、自衛といふものの場合の力として警察予備隊が働くことは、全然あり得ないとは考へておりません。そういう意味において多少防衛に寄與する力であると考へます。

○鈴木(義)委員 非常にまわりくどく御説明になりましたが、結局簡単に言へば、アメリカの軍隊がだん／＼いなくなる。そのときふやして行つて、そ

れにかかり得るものという事になれば、常識では、もし違つた言葉を使うことが必要なら、軍隊にかかり得るものである、こういうことになるだろうと思うのでありますが、そう解してよろしうございますか。

○大橋国務大臣 米国の駐留軍を軍隊と言われるのであらうと思われまが、米国の駐留軍の、日本において担当したておりますところの全部に対してかわるという事は、あり得ないかもしれませんが、その使命の一部については、かわり得るものたる性質を持つと思ひます。

○鈴木(義)委員 非常にデリケートな問題であります、そうすると安全保障條約は、やがて日本にアメリカの軍隊が一兵もとめなくなるときを予想しておるのじやないか。できるなら一兵もとめなくなるときを期待しておるのじやないかと思ふのであります。そのときにはもはや、軍隊にかわるものという言葉で説明できなくなる、当然日本もまた、それにかわるべき軍隊を持つことを予想しておる、あるいは期待しておる、こういうふうに解してよろしいでありませんか。

○大橋国務大臣 安全保障條約は暫定的ということになっておるものであります、この條約のことにつきまして、私は、私の担当でござい、ま、せんので、どうぞ條約の解釈等についての御質問でござい、ましたならば、岡崎国務大臣におたしをいただきたいと思ひます。

○八木委員 大橋国務大臣に対する質疑は、後ほど相当時間をさいて続行することにいたします。

○八木委員 次に海上保安庁法の一部を改正する法律案を議題といたし、討論を行ひます。通告順によりこれを許します。船田亨二君。

○船田委員 私は改進黨を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。

この法案によりまして改正される海上保安庁の機構その他につきまして、いろいろ問題があると思ふのであります、それは略しまして、特に海上警備隊を創設しようとする第二章の規定であります、法案の第二十五條の二によりまして、「海上警備隊は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関」だときわめて輕微なような外観を持つ規定が出ておる、しかし政府の提案理由の説明にもありますように、この警備隊というのは、海上における大規模な災害等ばかりでなく、戦争みたいなものが起きた場合といふものも含まれておるとしか解釈できないのですが、そうした重大な秩序の擾乱等に対しても、緊急対処ができるようなものであり、また集団訓練を施した、機動力のある海上勢力をつくらうとするといふふうの説明されておるのであります、これは常識的に申しまして、明らかに軍備であり、戦力であると言わなければならないと思ふのであります。警察予備隊を中心として、戦力あるいは軍備の問題について、しばしば各委員会などで論争されておりました、ただいまも鈴木委員と大橋国務大臣との間に質疑応答があ

つたのであります、この点につきましては詳しく申し上げる必要もないと思ひますが、こういうような勢力を、いふ軍隊でない、戦力ではないのだといふふうに解釈しておるのは、現政府だけでも、こういうような勢力は戦力と考へておる。これが常識なのであります、本改正法案はそうした戦力を創設しようとするものであります、ことに六千三百八十八という定員、これも説明によりまして、とりあえず、いふこととあります、これからは、一たび創設されまると、どのくらい増されることになるのかかわらないような状態なのであります、こういうような改正法案は、われわれとして、明らかに憲法第九條に違反しようとするもの、としか考へられませんか。いろいろなかの理由は略しまして、この重大な点を指摘しまして、本法案に反対するものであります。

○八木委員 次に青木正君。

○青木(正)委員 私は自由黨を代表いたしまして、本法案に賛成の意見を陳明したいと存じます。

ただいま船田先生から反対の御意見があつたのであります、立論の根拠は、要するに前の方の機構問題は別といたしまして、新たに設ける海上警備隊が憲法違反であるといふ御見解のようであります。そのお考え方は、予備隊が戦力であるといふお考えと同様に見解に立つておるようには私も承るのではありません、われわれは警察予備隊は戦力にあらずといふ見解をとつておるのであります、今回設けます海上警備隊につきましても、日本が独立して主權国家となり、そうしてみずから

の治安を守らなければいかぬという見地に立ち、その沿岸における治安を守るために、陸上における警察予備隊と同じような意味において、海上警備隊もいるといふことで、私どもは現実問題として、きわめて必要適切な施設と考へ、また法制的に見まして、予備隊は戦力にあらずと同じような見解に立ちまして、私どもは、海上警備隊は戦力にあらず、かような見解に立ちまして、法制上からも何らさしつかえない、かように存するのであります。

以上のような意味において、現実面からも、そうしてまた法制的に見ましても、今回の改正案はきわめて妥協的なものである。以上の見地に立ちまして、本案に賛成いたすものであります。

○八木委員 鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 日本社会黨は本法案に対して、反対の意見を持つておるものであります。警察予備隊と海上保安庁は有機的な一体としてわれわれは考へたいと思つておるのであります、そういう見地から、海上保安庁のあり方について、根本的に違つた考へを持つておるわけであり、従つて別にわれわれとして案を立てて、他日主張したいと考へております、これに賛成するわけに行かないのであります。それから、こういう形で行くといふことになれば、ただいま改進黨の船田委員が指摘されましたように、明らかに戦力化の過程をたどる第一歩であると思ふのであります、今ふやされる人数はわずかであり、すけれども、将来が予見されるのであります、明らかに憲法第九條違反である。そういう意味におきましても賛成

するわけに参らないのであります。詳しいことは警察予備隊問題等において申し上げることにいたしまして、簡単に反対であるといふことだけを表明いたしておきます。

○八木委員 今野武雄君。

○今野委員 政府の説明並びに自由黨の代表の方の討論を聞いております、戦力であるか否かといふことが言われておる、普通の國民といひましては、そういうような三百代言的な言ひは問題なんじやなくして、現実に軍隊と同じようなものができ、そうしてまた現実に日本の國民の利益のためではなくして、外国の極東戰略の一環として、日本に再軍備がなされ、その一環としてこの海上警備隊などの創設といふような問題が出て来ておる。こういうことに対して、まだあのむごたらしい戦争が終つてからわずか七年にしかたらない今日、再びこのようなことができたことに対して、自分たちがまた徴兵にとられやしないかといふ心配する青年、あるいは自分のむすこや夫が戦争に出されやしないかと心配しておる婦人、あるいはその戦争のために自分たちの生活を犠牲にしなければならぬ労働者や農民、市民、これらの人々の氣持を代表いたしまして、断固としてこれに対しては反対しなければならぬといふやうに考へておる次第なのであります。大体この問來の質疑によつても明らかにしたように、もつともらしく救難とかいふ／＼の言葉を並べておりますが、そういう美名の中に、法案の文句の中にも非常に重大な治安の擾乱といふ／＼なことがうたつてあります。しかしこういうことすらも実は数箇月

のことであり、数箇月後には名前もかえてしまふのだ。その実質を整えるためにこういふような態勢を整えるのだといふことも、質疑によつては明らかになつたわけでありませう。政府としては将来のことに對しては答弁できないといひますけれども、一旦こうやつて生み出したものを、それが将来どうなるかといふことに對して全然盲でもつて、これに對して賛成せよといふことは、これは國民に對して白紙委任状をしるものでありまして、そういうような態度は專制政治といわなければならぬ。斷じて民主的な態度とは言えないわけでありませう。そういうことをして國民を瞞着して、再軍備をやる。しかもその再軍備は、日本の防衛といふ名前にはなつておるけれども、しかし現実に日本の防衛の戦いなるものがなされてゐる実態を見れば、これは決してほんとうの日本の防衛のためではない。なぜならば、あの極東空軍がいつの間にか日本防衛空軍といふ名前にかわつてしまつておる。アメリカの輿論、あるいはアメリカの国会などでは、朝鮮の戦争は日本の防衛のためには協力しないのはけしからぬといふような極端な論議さえ行われておる。このように、われ／＼が知らないうちに防衛といふやうなことが問題になり、現にその名による戦争が行われておる。これは空、海、陸ともにそのために日本人が使役されておる。こういうやうな実情のもとにこういふ警備隊がつくられる。その実態は明らかに日本防衛を名とするアメリカの極東戦略の一戦力としてこれを利用する。國民が知らないうちに國民を外国の雇ひ兵に

する。その戦争のために、國民の大事な働きの結果であるいろ／＼な資源をむだに使うといふことでありませう。このやうなことを行ひますならば、日本の國民が求めておる平和もあるいは独立も決して達成し得ない。名前のみあつて、実は平和も独立もない。軍隊のもとに押えられたる植民地国家といふやうなものになつてしまふ。こういう点が問題なのでありませう。そういうやうなことに對して、われ／＼としては、全國民とともにこれは反對しなければならぬ。もちろん法的な根拠、つまり憲法に違反するといふ問題も非常に重大問題でありませう。また憲法を侵してこういふやうなごまかしをやろうといふファツシヨ的なやり方に對して、われ／＼としては全國民とともにあくまで闘ふものでありませう。同時にその内容に至つてはさらに恐怖すべきものがある。これに對しては、われ／＼は單に反對するだけでは足りない。ほんとうに抗議して、たといこれが成立しようとも、これが実際にやういふやうにならぬやうに、その國民を再び戦争のちまたに陥れないために、あらゆる努力をしなければならぬといふやうに覺悟しておる次第でございます。そういうやうな意味において、私どももいたしましては斷固反對するものであります。

○八木委員長 次は特別調達庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については、一応質疑は終了いたしました。松岡委員より特に労働大臣に對し質疑の申出がありますので、これを許します。松岡駒吉君。

○松岡委員 この問題はあまり多く聞かうとは思ひませんが、行政協定の十條によれば、直接の雇用と間接の雇用と兩者を認めてゐるやうであります。今日の日本の労働組合の勢力をもつて、発達の状態から考えまして、直接雇用の場合においてはたして労働者の利益が完全に守られるであろうかといふことに對して多大の疑念を感じざるを得ないのであります。このことが一つ、それからやういふ場合において、行政協定と関連して考えられることは、事實上強制労働的な、あるいは命令による労働に服するやうなことが不幸にして行われはしないだろうかといふ懸念、あるいはまた不当労働行為のある場合におきまして、これに對して一体どういふ制裁が使用者に加えられるかといふ問題、ことに從來の軍管理工場とは似通つたやうなことに將來なるらしく聞かされてゐるやうな、過去における軍管理工場において行われておりましたのははた好ましからざる事実、そういうことが今後引續き行われるであらうといふことが懸念される。それからいふゆる軍事基地内における労働関係がどう扱われるか。それらのことにつきまして、一切は国内法が適用されるということはすでにしばしば繰返されてゐるので、私は同様のことを、いたずらに時間を空費して聞かうとは思ひないのであります。そ

れはほかの委員会においてあつたことでも、ここで繰返して聞いていいであらうけれども、私はそういう時間の空費を避けまして、從來大臣がしば／＼他の委員会において答弁なさつておられるのでは、間接にこれを開き議べてみて、私ははたはだ不満を感じてゐるのであります。これらの懸念に對して、行政協定のいかにかわらず、真に国内法を嚴格にアメリカ軍をして遵守せしめることができるかどうか。大臣の信念と決意を伺つておきたい。かように思ふのです。

○吉武國務大臣 ただいまの松岡さんの御質問でございますが、第一点は、行政協定の十二條によつて、駐留軍労働が間接雇用か直接雇用か、もし直接雇用だとすると、保護の上において遺憾の点がないだろうか。こういう御質問でございますが、この点は行政協定を結ぶ際に相当向うとも折衝をいたしました。御承知のように、本来の労働構成からいへば、事実使つてゐる者が雇用主として直接雇用関係にあるのが建前でありませうが、言葉の關係あるいは事情の違ひ關係で、たゞいま御指摘になりましたやうに、現実に労働者の保護ができるかどうかといふ多少心配がございます。また労働組合側からいへば、これは現実の保護を求むる方がたゞとしては現実の保護を求むる方がたゞいので、間接雇用を希望するといふ旨がございましたので、折衝いたしました結果、十二條ではどちらでもできる。いづれの場合であつても日本の国内法を適用するといふことになりました。運用面におきましては、できるだけ労働組合の希望を入れて、運用をしたいといふことになつたわけでありませう。

す。従ひまして、現在でも大体調達庁を経てやつておりますが、個々の小さい雇用については直接雇用をしてゐる部面もございませうので、全部が全部間接雇用でなければならぬとすると、また実情に沿わない点もございませうので、そこは組合側の希望をできるだけ入れまして、運用に遺憾なきを期して行くつもりでございます。

それから第二に御指摘になりました駐留軍労働の場合に強制労働の心配がなからうか。こういうことでございませうが、この点も向うと折衝いたしましたが、そういう懸念はなく、国内法が完全に適用される。事実進駐が始まりましたときも、軍の關係がございませうから、万一強制的に雇用するといふ必要がありはしないかといふので、政令が出ておりましたが、事實は使わないうで済みまして、昨日でありましたか、両院とも通過して、その政令も廃止しておるやうな状況でございます。向うとしてはそのつもりは全然ございませう、今度は国内法を適用するといふことでございませうから、私どももいたしまして、その心配はないものと考えております。

それから第三に御指摘になりましたのが不当労働行為でございます。御指摘のやうに、管理工場その他において多少ごた／＼がございました。その点は私も調べたところ、内部關係においてはいろ／＼ないきさつがあつたやうであります。ただ法律の問題になつて参りますと、内部の關係はいろ／＼ございませうけれども、表向きになりませうと、はたして不当労働行為であるかないかといふ点については疑問の点が多いわけでありまして、その点は

現在でも不当労働行為に対する救済の道はふさがれてはいないのでありますが、事実上それに訴えないで話がつかないという事例がございます。そこで、今後の問題でございますが、今後の問題は、軍の管理工場でございます。軍が直接使用する労働につきましても、いずれでも国内法が適用あることでありまして、不当労働行為につきましても、それらの機関にかけて救済されることであります。従いまして、いわゆる管理工場と称するものにつきましても、これは一民間工場でございますから、当然日本の国内法が適用されるべきであり、不当労働行為のような状況がございすれば、労働委員会その他において救済されるべきものだと思います。従来は占領下でありましたために、実はいろいろの問題がございまして、この点は現在でもわれわれとしては嚴重なる監督をしなければならぬと、独立後におきましては、御指摘のように、私どもとして十分気をつけて行つて、遺憾のないことを期するつもりでございます。

それから施設内の労働関係についての御質問でございますが、これも同様でございます。管理工場でございますし、軍が直接使う労働でございますし、行政協定の適用にいたしません。また私も直接GHQの人とも会ひまして、その点は十分自分の方でも尊重して行くつもりであるから、労働大臣も十分ひとつ気をつけてやつてくれ、こういうことでございまして、私のいたしましては、いろいろの個々の事象は起るかもしれませんが、その

際には十分法が守られるように努力するつもりでございます。

○八木委員長 これにて質疑を終了し、討論、採決を行います。討論の通告がありますから、これを許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 別に討論というほどでないですが、今度出された特別調達庁設置法の一部改正案そのものは大した問題ではないのですけれども、独立後の調達庁の活動につきましては、われわれとして独自の見解を持つております。もつと別個の態勢で行くべきである。こう考へておりますので、今までのようなものをただ技術的にかえるという改正案に対しては、日本社会党といたしましては反対の意思を表明いたしておきます。江花静君。

○江花委員 私は自由党を代表いたしました。ただいま提案されました特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について賛成の意を表するものであります。本法案改正の趣旨は、講和発効に備へまして、法律上の字句に改正を加へること、なおその内容とでも申しますか、この点につきましては、行政協定第十八條の規定によつて、駐留軍の行為のために生じた損害の処理に関する業務を調達庁で行ふことに規定したほか、調達役務審議会及び京都の特別調達局を、実情に沿わせるために廃止する、こういうことであります。私は本案に賛成の意を表するものであります。

○八木委員長 今野武雄君。

○今野委員 この法律案は、今度の行政協定の自由党のいわゆる独立日本なるものが、実は占領治下の継続であ

るといふことを、最も明確に示したものであると思ふのです。特別調達庁の特別という字をなくしたのと、それから今までだつて当然なすべき補償行為を幾らか明文化したというだけでは、決して今まで起つておる労働関係、あるいは物資調達関係、それから土地の収用その他において起つておる諸問題が解決される保障は、何ら與へられないわけでありまして、その意味では、占領の継続だといわざるを得ないわけでありまして、その点を詳しく申し上げたことは後に譲りたいと思ひますが、ただ一点だけあげれば、吉武労働大臣が、今までそういう不当なことがあつたといふことを認めて、今後そういうことがないようにと申されまして、それが、現実には、たとへば施設、あるいはPD工場において、労働組合の活動しようとするそれに対してはあらゆる種類の干渉が現在もなお加へられておる、しかも銃を持つたCPとか、あるいはガードとか稱する銃銃を持つた日本人が多数におまして、そうしてそれらが監視しておつて、その監視下に働いておる。その上にまたアメリカ軍隊が監視しておるといふようなものにおいて、それに対抗する何らの実力がない。従つてどうしても組合の運動というやうなものもやるのができない。先般来も横浜の埠頭において荷揚げをやつておる人たちの間で鈴木安藏君の書いた憲法が何かの書物を持つていた。それを帰りの検査のときにMPに見つけられて、こういう書物を読むことは、これは不穩な思想の持主の証であるといふことで、そのまま連れて行かれてとめられ、さらにまた警察に引きとめられて留置され、今度はそのあぐく首を切られておる。これに對して労働者は憤慨いたしましたして、各方面に訴えて、何とか労働委員会でも取上げてもらえぬか、こういうことを言つたところが、神奈川の労働委員会では、どうも従来の例から見て、こういうことを取上げてうまく行つた例がないから、およしになつた方がよいのじやないか、こういうことを言つておる。横須賀の施設内においても不当な労働基準法違反ということが多数に訴へられて、一つも解決しないというものが現実の姿であります。しかも、そういうものを解決する現場内の保障といふものは何らできて来ていない。こういうところでもつて名前だけ日本の労働法規が使われるのだ、こういうことを言つても、どうにもならぬ。これは前にいわれる赤線区域が問題になつたとき、警察の署長が、占領軍がやつて来てその要求によつて、実力によつて赤線区域をつくつて、そうして慰安婦を置かざるを得なかつた。これが日本の法律に反することはよくわかつていたけれども、そうせざるを得なかつた。行政監察委員会が証言しておりますが、かようなことから徴して、そういう実力をもつて圧迫するといふものに対して対抗する何らの手段がなく、そうしていたすに、法が守られようといひたいと云つたところから、これは癡言に過ぎないことになる。従つて先ほど申しました通り、その一例をもつてしても、また土地収用とかいふ、な面については今省略いたしますが、すべて駐留軍のためというやうなことで日本国民の諸権利がまつたく無視される、そういう占領下の状態が継続する、そういう意味において

私どもはこれに對して絶対に反対いたすものであります。

○八木委員長 これをもつて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。本案について御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。以上本日採決いたしました五法案に對する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひます。本日はこれにて散會いたします。次會は午後零時四十分散會

〔參照〕

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕